

亀山市公告第3号

亀山市内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年1月18日

亀山市長 櫻井 義之

1 地籍調査を行った地域等

地籍調査を行った地域	地図及び簿冊の名称	備考
亀山市東台町及び北山町	東台北山の地籍図	令和5年2月に測量して作成したものである。
	東台北山の地籍簿	令和5年12月7日現在の状況により調査して作成したものである。
亀山市関町木崎	木崎町南の地籍図	令和5年2月に測量して作成したものである。
	木崎町南の地籍簿	令和5年12月26日現在の状況により調査して作成したものである。

2 閲覧期間及び閲覧時間

令和6年1月18日から同年2月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 閲覧場所

亀山市建設部土木課用地グループ

4 その他

- (1) 地図及び簿冊に誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、亀山市長に対し、訂正の申出をすることができる。
- (2) 訂正の申出は、各自印章を持参の上、閲覧場所で交付する誤り等訂正申出書により行うことができる。